

防装庁（事）第417号
令和6年11月28日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

防衛スタートアップ賞実施要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、この実施に遺漏のないよう期せられたい。

添付書類：別紙

防衛スタートアップ賞実施要領

1 趣旨

経済産業省が主催する日本スタートアップ大賞において、防衛スタートアップ賞を創設するため、防衛省における同賞の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の目的

日本スタートアップ大賞は、次世代の目標となるような、社会的に影響のある新事業を創出したスタートアップを表彰することにより、社会全体の起業に対する意識の高揚を図り、日本経済を活性化させる好循環へ繋げることを目的としている。

防衛分野において先進的な民生技術を積極的に活用することは、将来にわたって国民の命と平和な暮らしを守るために不可欠であるのみならず、防衛分野以外でも我が国の科学技術イノベーションに寄与するものであるため、防衛分野の革新的なイノベーションの創出を促進することを目的に、防衛分野における優秀賞として、防衛スタートアップ賞を創設する。

3 防衛スタートアップ賞の対象

有識者で構成される日本スタートアップ大賞審査委員会が、応募のあった案件の中から、次の評価項目を総合的に勘案して、評価の高い企業等を選出する。

① 事業のビジョン

グローバル市場への進出、社会課題の解決、地域経済の活性化 等

② 事業の新規性・革新性

事業内容の独創性、従来型のビジネスモデルとの違い、従来製品やサービス等の革新、経済の活性化への寄与、社会での有用性 等

③ 起業のチャレンジ性

既存企業等からの独立、大学等の研究機関からの創出、女性・若者・シニア層の起業、イノベーション創出のための社会環境整備 等

④ 事業の拡張性

創業からの事業成長の大きさ・スピード 等

⑤ 防衛分野の発展に対する寄与

将来的な防衛分野におけるイノベーションの創出、我が国の防衛における新たな機能・技術の獲得に対する寄与の可能性、防衛力強化及び運用の改善に対する寄与の可能性 等

4 事前審査への協力

- (1) 経済産業省から、防衛スタートアップ賞に係る事前審査を依頼された場合に当該事前審査を実施するため、防衛装備庁に防衛スタートアップ賞事前審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会の委員長は、防衛装備庁長官とする。
- (3) 委員長は、防衛装備庁に所属する職員の中から委員3名を指名する。
- (4) 委員会の庶務は、防衛装備庁装備政策部装備政策課において処理する。

5 防衛スタートアップ賞の表彰

- (1) 防衛スタートアップ賞は、1件を基本とし、防衛大臣賞とする。
- (2) 入賞発表については、経済産業省が入賞者へ通知する。
- (3) 防衛スタートアップ賞受賞者は、経済産業省が主催する日本スタートアップ大賞表彰式に招待され、賞状が授与される。ただし、外国に居住する者については、賞状を送付することによりこれに代える。

6 委任規定

この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が別に定めるものとする。